

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から52年3月まで

私は、現在、年金を受給しているが、周囲の人の話などから常々、自分の年金受給額は少ないのではないかと感じていた。「ねんきん特別便」が届いたのをきっかけに社会保険事務所へ行き、過去の記録を確認したところ、国民年金加入期間に未納があることが判明した。保険料を未納にしていた時期もあったが、勤務先の人から将来のために年金は納付しておいた方がよいと勧められ、勤務時間中に区役所に相談に行かせてもらい、後日きちんと一括で納付したので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間は、すべて納付済みとなっている。

また、申立人は、勤務先の人に将来のためにと国民年金保険料の納付を勧められA市B区役所へ相談に行き、後日、申立期間の保険料の納付を行ったとしており、申立期間の保険料を納付した動機等は明確である上、当時、申立人が相談に行ったとする場所には同区役所が存在していたことが確認でき、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は昭和45年ごろからA市に転居していたものの、住民票の異動をしていなかったとしており、戸籍の附票によると、前住所地で同年11月に職権により住所を消除され、53年6月にA市に住所設定されていること、及び申立人が所持する国民年金手帳が同年6月ごろに再交付されたものであることから判断すると、申立人はこのころ未納期間についての相談にB区役所

へ行ったものと考えられる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 52 年度の国民年金保険料を一括で過年度納付していることが確認できるが、申立人が上記手帳の再交付手続を行った時点においては、申立期間のうち 51 年度の保険料についての過年度納付が可能であり、かつ 51 年度分の保険料額よりも高額な 52 年度分の保険料が一括納付されていることからみて、51 年度について未納とされているのは不自然である。

一方、上記手帳の再交付時期を基準とすると、申立期間のうち昭和 45 年 10 月から 51 年 3 月までの期間は、特例納付によるほかは時効のため保険料を納付することはできない。

その上、申立人が昭和 52 年度分の保険料を過年度納付した時期を基準とすると、この時期は第 3 回特例納付実施期間中であったことから、上記過年度納付と併せて特例納付を行うことにより申立期間すべての保険料を納付することは可能であったものの、申立人が一括納付したと記憶する保険料額は、特例納付を併せて行った場合に必要となる保険料額とは相違する。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年9月まで

申立期間については、納付したことを示す仮領収書を持っており、その仮領収書に担当者の認印が押されている。

また、当時、A市が発行した国民年金転出被保険者納付記録は納付済みとなっているので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA市が転出者に発行していた国民年金転出被保険者納付記録を見ると、申立期間は納付済みとされている。

また、申立人は申立期間における国民年金保険料を納付したことを示す仮領収書を所持しており、その仮領収書を見ると担当者とみられる認印が押されていることが確認できる上、申立期間後である昭和49年10月から同年12月までの期間については、申立期間と同様に未納とされていたが、申立人が所持していた領収書等により、平成20年6月17日に納付済みに記録訂正されていることから、申立期間の保険料を納付していたものと推定できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月

私は、昭和50年9月末に会社を退職し、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受領した。保険料の納付書がその場で交付されたか郵送されてきたかは覚えていないが、3か月分の納付書であったことは覚えており、銀行で納付した。保険料の納付の事実を確認できるものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に社会保険事務所からA市B区に払い出されたもののうちの一つであり、同年9月末に会社を退職後、同区役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の説明と符合する。

また、A市では、昭和49年から、国民年金保険料の納付書による納付方式が開始され、希望により納付書を発行していたこと、及び納付書の保険料の期間は3か月を原則としていたことが確認でき、3か月分の納付書で申立期間を含む期間の保険料を納付したとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人は、国民年金に加入以降、昭和57年3月までの保険料は、申立期間を除いてすべて現年度納付している上、52年8月からは付加保険料も納付しているなど、保険料の納付意識が高かったものとみられ、申立期間を含む3か月の保険料について、1か月ごとの納付書の発行を希望し、うち申立期間の保険料のみ未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月、同年5月及び61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年5月まで
② 昭和61年10月から62年3月まで

申立期間①は、夫が会社を退職したので国民年金の加入手続を行い、A市B区役所で3か月分の保険料を現金で納付した。

また、昭和54年7月からは口座振替をしており、申立期間②の保険料が未納であるはずが無い。申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金制度発足以降60歳到達月の前月までの国民年金加入期間318か月（うち任意加入43か月）のうち、申立期間①及び②を除く309か月の保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①については、A市B区が保管する申立人の被保険者名簿により、昭和48年5月24日に強制加入として資格取得届（再取得）が提出されたことが確認でき、申立人の夫が会社を退職後に加入手続したとする申立人の説明が裏付けられる。

また、この再加入手続の時点で、申立期間①のうち昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料を区役所で現年度納付することが可能であり、申立人が再加入手続を行ったにもかかわらず、当該2か月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、上記の申立人の再加入手続が行われた時点では、申立期間①のうち昭和48年3月の国民年金保険料は過年度保険料となる。申立人は、同年3月を含む申立期間①の3か月の保険料を区役所で納付したとしているが、A市では、過年度保険料は区役所では扱っておらず、過年度保険料を納付でき

る金融機関も庁舎内に無かったとしており、申立人の説明と矛盾する。

さらに、申立人が、昭和48年3月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 申立期間②については、A市の記録により、申立人の説明のとおり、その当時、口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、A市では、残高不足により国民年金保険料が口座振替できなかった場合には納付書を送付していたとしている。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付方法を口座振替とした後の昭和59年1月から同年3月までの保険料を過年度納付したことがA市の記録により確認できる。このため、申立期間②の保険料が口座振替できなかったとしても、申立人が、同市から送付された現年度納付書あるいは社会保険事務所から送付された過年度納付書により、当該申立期間の保険料を納付したとも考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月、同年5月及び61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から50年3月まで

夫と共に国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を納付してきた。国民年金に加入した時に、今は未納分を20歳からさかのぼって納付できる機会であると説明され、かなりの負担に思えたが夫婦の20歳からの保険料を銀行で納付した。確かに二人分納付した記憶が残っており、夫の分のみ納付記録があり、私には記録が無く未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間後の昭和50年4月以降の国民年金保険料を、すべて現年度納付しており、夫婦の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は同一日に連番で払い出されているほか、社会保険庁のオンライン記録により確認できる限り、昭和59年4月から申立人の夫の60歳到達月の前月（平成13年2月）までの夫婦の保険料の納付日はすべて同一であり、夫婦が一緒に加入手続を行い、一緒に保険料を納付していたとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人及びその夫の国民年金加入手続が行われたと推認される時点（夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年11月ごろ）は、過去の未納保険料を一括納付することができる特例納付（第2回）の実施期間中であり、申立人は、加入手続の際、20歳の時点までさかのぼって、特例納付が可能な強制加入として資格を取得していた。

加えて、社会保険庁が保管する被保険者台帳により、申立人の夫は、国民年金の加入手続直後とみられる昭和50年11月14日に、20歳以降の保険料を特

例納付及び過年度納付したことが確認でき、夫婦が一緒に加入手続したにもかかわらず、加入以前の未納保険料を申立人の夫のみが納付し、申立人は納付しなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立人は昭和39年9月から42年3月までは厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、当該期間の記録訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年11月まで
昭和55年5月に任意加入手続でA市B区役所に行ったところ、多くの人
が「特例納付」の話をしていた。私も窓口で保険料額を計算してもらい、一
度帰宅して夫に相談し、C信用金庫でお金を引き出して、さかのぼって未納
分の保険料を納付した。それが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市B区が保管する申立人の被保険者名簿には、申立人が昭和55年5月14日に国民年金の任意加入の申出書を提出したことが記載されている。この当時は、第3回特例納付の実施期間中であり、任意加入手続のために訪れた区役所で特例納付の制度を知ったとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

また、申立期間の国民年金の資格は記録上、保険料の特例納付が可能な強制加入である。第3回特例納付により申立期間の保険料を特例納付した場合の金額は8万円であり、申立人が納付したとする額（7万5,000円）と近似する。

さらに、申立人の被保険者名簿には、「昭和55年5月21日（附則4条）納付書発行済（46.4～47.11）」と記載されており、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録」欄には、「55年5月21日付加保険料申出」と記載されている。このことから、申立人は、昭和55年5月14日の任意加入手続の1週間後の同月21日に付加保険料納付の申出を行うとともに、申立期間の保険料の特例納付書を受領したことが確認でき、納付書を受領したにもかかわらず、申立人がこれを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年12月まで

元夫が昭和58年ごろに事業に失敗して国民年金保険料の納付が困難になり免除を受けていた。平成4年に自営業を開始し経済的に余裕ができたため、老後のことを考えて免除を受けた期間の夫婦二人の保険料の追納を申し込んだ。追納保険料は1か月か2か月くらいごとに分割して、4年当時の保険料と併せて、A市B区のC郵便局で私が納付していたので、申立期間が申請免除のままとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したとする平成4年ごろは、申請免除された申立期間の保険料の追納可能な期間（10年）内である。

また、社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立期間のうち昭和58年度の国民年金保険料の追納を平成4年5月19日に申し込んだことが確認できる。

さらに、申立人の元夫は、昭和58年4月から59年9月までの国民年金保険料を追納している。申立人は、自分とその元夫の保険料を追納したとしており、申立人が、自らの昭和58年度分の保険料の追納を申し込んでいたにもかかわらず、その元夫の保険料のみ追納し、自らの保険料を追納しなかったとは考え難い。

一方、社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立期間のうち昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料の追納が申し込まれていた記録は無い。

加えて、申立人の元夫の昭和59年10月から60年12月までの国民年金保険

料は申請免除のまま追納されておらず、申立人及びその元夫の申立期間の保険料を併せて納付したとする申立人の説明と相違する。

そのほか、申立人が、申立期間のうち昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年3月まで
私がA商店に住み込みで働いていた時に、雇用主の妻が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料も集金人に納付してくれていたため、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は昭和40年11月ごろ(申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期)に行われたものと推認され、申立人が住み込みで働いていた時期に相当することから、当時の雇用主の妻が国民年金加入手続を行ってくれたとする申立人の説明と符合する。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、資格取得した昭和38年5月から同年9月までの保険料は時効により納付することはできないが、同年10月から40年3月までの保険料を過年度納付することが可能であり、そのうち、申立期間直後の39年4月から40年3月までの保険料が納付されたことが確認できる。

さらに、申立人の雇用主の妻は、雇用主の家族及び従業員の国民年金保険料を納付していたと証言している。社会保険庁の記録では、雇用主夫婦は申立期間を含めすべての期間の保険料を納付していること、申立人の先輩の従業員が勤務していたとみられる期間の保険料も納付されていることなどが確認でき、申立人の雇用主の妻の保険料納付意識は高かったものとみられる。このため、申立人の雇用主の妻が、申立人の加入手続を行い、その時点で過年度納付可能であった期間のうち一部の期間の保険料のみを納付し、同じく過年度納付可能であった昭和38年10月から39年3月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和29年5月から49年10月まで厚生年金保険の適用が無い事業所に勤務していた。38年ごろに元雇用主夫婦の国民年金保険料を集金するため勤務先に来ていた集金人に、私も国民年金に加入するように言われた。

また、その時に今まで未納となっていた保険料も納付するように言われた。このため、A市B区役所へ加入手続きに行き、昭和36年度と37年度の2年度分の保険料2,400円をC銀行D支店で納付した。この時の領収書のうち、37年度分はあるものの、36年度分は紛失してしまった。

しかし、昭和36年度分も納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元雇用主夫婦の国民年金保険料を集金に来ていた国民年金推進員（集金人）に勧められて国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したと述べている。申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年6月21日に払い出され、資格取得日を36年4月1日として強制加入しており、申立人は昭和37年度分の保険料を38年12月25日に納付したことを示す領収書を所持していることから、過年度納付を行ったことは事実として確認できる。

また、申立人の元雇用主夫婦の国民年金加入及び保険料納付状況を確認したところ、申立人の元雇用主夫婦共に申立人より前に国民年金に加入し、夫婦それぞれ昭和36年4月から満60歳の前月まで保険料も納付済みとなっている。

さらに、元雇用主の妻に昭和38年当時の申立人の加入状況や納付状況について聴取したところ、その詳細は記憶していないものの、申立人が推進員に勧

められて国民年金加入手続を行ったことや過去の未納保険料を納付しに行ったことは記憶していると回答している。

加えて、申立人が過年度納付した昭和 38 年当時、A 市では推進員が保険料を集金していたことから、申立人の申立内容には信ぴょう性があると考えられる。

その上、申立人には国民年金加入期間において申立期間を除いて未納は無く、申立期間は 1 年と比較的短期間であることから、前述したことと併せて勘案すると、申立人は、申立期間のうち、申立人が昭和 37 年度の過年度納付を行った昭和 38 年 12 月 25 日を基準として、時効により納付できない期間を除いた 36 年 10 月から 37 年 3 月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は昭和36年にA市の第1回目の国民年金協力員に委嘱され、町内の国民年金加入者から保険料を集金し市役所へ持参していた。妻も私の代理で保険料の集金をしていたことがある。このため、申立期間当時の詳細な記憶は無いものの、私達夫婦は保険料を納付しているはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和36年3月9日に申立人夫婦、及び申立期間当時同居していた申立人の弟と連番で払い出されており、申立人夫婦には満60歳までの国民年金加入期間について申立期間以外に未納は無い。

また、同日に払い出された申立人の弟は申立期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立人はその年齢から年金受給権確保のための加入年数は18年、その妻の同年数は22年であるところ、申立期間を除いて、申立人の加入年数は21年8か月、その妻の同年数は25年1か月となっており、申立人夫婦の国民年金加入期間を通しての制度への関心は高かったと推測される。

加えて、申立人は、申立期間である昭和36年度からA市の国民年金協力員に委嘱されたとしているものの、同市の「国民年金協力員設置規則」の施行は昭和37年5月からであり、同市に当時の資料は保存されていないことから、これについての確認はできない。

しかし、申立人の国民年金協力員としての活動内容の説明は具体的であり、その妻も自分が保険料の徴収に町内の被保険者宅に出向いたこともあるとする等、その主張に不自然な点は無く、当時、申立人は国民年金協力員であった

ものと認められる。

その上、申立人が国民年金協力員に委嘱された昭和 37 年 5 月時点で、申立期間の保険料は過年度納付となるが、A 市ではこの当時、国民年金協力員が被保険者から過年度保険料も預かり、これを市役所へ持参し、市役所職員が過年度納付書を作成した上、社会保険庁に納付する方法が行われていたことが確認されている。このため、申立人は国民年金協力員として、申立人夫婦の申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったと推認される。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の夫は昭和36年にA市の第1回目の国民年金協力員に委嘱され、町内の国民年金加入者から保険料を集金し市役所へ持参していた。私も夫の代理で保険料の集金をしていたことがある。このため、申立期間当時の詳細な記憶は無いものの、私達夫婦は保険料を納付しているはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和36年3月9日に申立人夫婦、及び申立期間当時同居していた義弟（夫の弟）と連番で払い出されており、申立人夫婦には満60歳までの国民年金加入期間について申立期間以外に未納は無い。

また、同日に払い出された義弟は申立期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立人はその年齢から年金受給権確保のための加入年数は22年、その夫の同年数は18年であるところ、申立期間を除いて、申立人の加入年数は25年1か月、その夫の同年数は21年8か月となっており、申立人夫婦の国民年金加入期間を通しての制度への関心は高かったと推測される。

加えて、申立人の夫は、申立期間である昭和36年度からA市の国民年金協力員に委嘱されたとしているものの、同市の「国民年金協力員設置規則」の施行は昭和37年5月からであり、同市に当時の資料は保存されていないことから、これについての確認はできない。

しかし、申立人の夫の国民年金協力員としての活動内容の説明は具体的であり、申立人も自分が保険料の徴収に町内の被保険者宅に出向いたこともあるとする等、その主張に不自然な点は無く、当時、申立人の夫は国民年金協力員で

あったものと認められる。

その上、申立人の夫が国民年金協力員に委嘱された昭和 37 年 5 月時点で、申立期間の保険料は過年度納付となるが、A 市ではこの当時、国民年金協力員が被保険者から過年度保険料も預かり、これを市役所へ持参し、市役所職員が過年度納付書を作成した上、社会保険庁に納付する方法が行われていたことが確認されている。このため、申立人の夫は国民年金協力員として、申立人夫婦の申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったと推認される。これらことから、申立人の夫が、申立人の申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和21年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から21年2月26日まで

申立期間も引き続きA社B工場で主任看護婦として勤務し、同僚のC氏と一緒に退職した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、A社B工場において昭和20年8月以降も引き続き、勤務形態、業務内容等に変更は無く、21年2月25日まで勤務していたものと認められる。

また、複数の同僚が、「当時の看護婦は全員正社員で、勤務形態は皆同じであった。」と証言している上、申立人と一緒に退職した同僚の資格喪失日は昭和21年2月26日となっている。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿は、申立人の資格喪失日がいったん昭和21年2月26日と記入された後、20年8月1日に訂正されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年7月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 1131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に平成17年2月28日まで勤務していた。同年2月の厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの給与振込を示す預金通帳の履歴、雇用保険の記録及び同社からの回答により、申立人は、同社に平成17年2月28日まで継続して勤務し、同年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、預金通帳の履歴及び平成17年1月の社会保険庁の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って平成17年2月28日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年7月1日に訂正し、A社C支店における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月分の標準報酬月額を7,000円、同年7月分の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月30日から同年8月1日まで

私は、昭和26年3月5日、A社に就職し、B支店に勤務した。その後、同社C支店に転勤した。社会保険庁の年金記録によると、この間に2か月の空白ができていたが、就職以来同社には継続して勤めている。同社の職歴証明書の通りである。申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認識しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された職歴証明書から判断すると、申立人が昭和26年3月5日から同社に継続して勤務し(27年7月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年5月及び同年8月の社会保険事務所の記録から、同年6月を7,000円、同年7月を8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は職歴証明書どおりの届出を行い、同期間の保険料についても納付したと思うが、関係資料は現存せず詳細は不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年4月から28年1月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を27年4月30日、資格喪失日に係る記録を28年2月13日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 30 日から 28 年 3 月 1 日まで

私は、昭和27年4月にA社C出張所から同社本社に転勤になり、本社在籍出張員として、28年2月までB支店に勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る記録は、昭和27年4月30日に資格喪失したC出張所が最後となっており、B支店の記録が無いことが分かった。

1日の空白も無く退職まで継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る人事記録によると、申立人は昭和27年4月に同社B支店に異動し、28年2月12日に同支店を最後に退職していることが確認できるとともに、同社も申立人が当該期間に正社員として勤務していたと証言していることから判断して、申立人は、申立期間のうち、27年4月30日から28年2月12日まで同社に継続して勤務し(27年4月30日に同社C出張所から同社B支店に異動、28年2月12日に退職)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和27年4月から28年1月までの標準報酬月額については、27年3月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、8,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月から28年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和28年2月13日から同年3月1日までの期間については、A社が保管している辞令原簿によると、申立人に係る退職辞令の日付は同年2月12日であることが確認できることから、同社は辞令原簿に記載されている退職に係る辞令発令日と実際の退職日は同じであるとしていることから、申立人は同日をもって退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失したものと認められる。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和28年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

ねんきん特別便の記録によると、私はA社における厚生年金保険の資格を平成13年7月31日に喪失したとされている。

しかし、私が保管している給与明細書によると、A社から平成13年8月分の給与を支給され、厚生年金保険料も控除されていることが確認できる。

したがって、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成13年8月分の給与明細書、雇用保険の記録などにより、申立人がA社に同年7月31日まで勤務し、同年7月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成13年6月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は「平成13年8月1日を資格喪失日として届け出るべきところを申立人の退職日である同年7月31日を資格喪失日として誤って届け出たと思われるが、その後、社会保険事務所に対して保険料の追加納付を行ったと思われる」としているが、同社が申立人に係る同年7月分の厚生年金保険料を追加納付したことを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、事業主が同年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月31日から27年1月1日まで

私は、A社B支店に入社し、途中でC労働組合での専従となったが、継続して勤務しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が、申立期間においてC労働組合D分会（支部）に在籍専従（同名簿に、「昭和25年1月1日 組合業務専従期間中専従休暇」の記載あり）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主がA社B支店における資格喪失日を昭和27年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを26年12月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から49年4月まで

私は、申立期間当時は大病をしていたため、国民年金保険料を納めなかった。元気になった昭和55年ごろ、A市役所に行き、未納になっていた期間の保険料を一括で納付し、その際、年金をもらう時は満額になると言われた。平成8年にA市役所で年金支給額を尋ねたところ、あなたはカラ期間があるため満額はもらえませんかと言われた。未納となっている期間は一括で納めたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を昭和55年ごろに一括して納付したとしており、この当時は第3回特例納付実施期間(53年7月から55年6月まで)中ではあるものの、社会保険庁の記録によれば、申立人は38年12月11日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を再取得し、43年9月10日に資格喪失している。このため、申立期間のうち43年1月から同年8月までは任意加入被保険者期間とされていたことから、任意加入被保険者は特例納付をすることはできず、申立人がこの期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

さらに、申立人はその後、昭和50年12月に強制加入被保険者として国民年金被保険者資格を再取得しているが、その資格取得日は49年5月1日とされており、申立期間のうち43年9月から49年4月までについては、申立人は国民年金未加入となり、申立人がこの期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料をA市役所で一括納付したとしているが、同市では当時、特例納付保険料を納付することはできなかつたとしており、

申立人の主張とは相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から49年10月まで

A市B区役所で国民年金の任意加入のし、昭和40年ごろから49年までの間のうち2、3年間、国民年金に加入した。保険料はC郵便局又はD銀行E支店で年払いした。

しかし、夫に「国民年金に加入しなくていい。」と言われて、脱退した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間の保険料を納付した記憶があるので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した時期の記憶は無く、保険料を納付したとする期間及びその期間の保険料の納付金額についての記憶も曖昧である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年11月に払い出されており、A市が保管する申立人の被保険者名簿によると、申立人は56年3月16日に任意加入の資格を取得している。この資格取得日を基準にすれば、申立人は申立期間においては国民年金には未加入であったことになり、制度上さかのぼって資格を取得することができず、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付をうかがわせる関連資料（預金通帳、取引明細書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年4月まで

申立期間は、夫の会社の社宅に住んでおり、そこで知り合いになった人から国民年金の任意加入について勧められて加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は、昭和50年5月に初めて国民年金被保険者資格を取得したとされており、かつ資格の種別も任意加入であることから、国民年金保険料が納付できるのは同年同月以降の分であり、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の始期を昭和47年1月として申立てを行っているものの、自身が国民年金の任意加入手続を行った時期や申立期間における保険料の納付方法に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年3月まで

私は、夫と相談して昭和48年7月にA市役所B支所で国民年金に加入した時、付加年金にも同時に加入して定額保険料と一緒に付加保険料も納付しているはずだが、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月に国民年金任意加入手続を行うとともに、併せて付加年金加入手続も行い、定額保険料と一緒に付加保険料も納付したとしているが、申立人は聴取の過程において、付加年金加入の手続時期は任意加入手続時期と同時期ではなかったかもしれないと申立内容を変えるなど、申立期間の付加年金の加入手続時の状況及びその納付期間についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、付加年金の加入申出日は昭和51年4月1日と記載されており、社会保険庁の記録にも同様に、同年4月1日に付加年金に加入したことをうかがわせる記載があることから、申立人はこのころに付加年金の加入手続を行ったものとみられる。このことから、申立期間は付加年金加入申出日より前の期間となるため、申立人がこの期間の付加保険料を納付したとは考え難い。

さらに、付加保険料は、加入した月から、原則、定額保険料と同一の納付書により納付することとされているが、申立人が所持する申立期間における国民年金保険料納付通知書兼領収証書を見ると、定額保険料額のみ記載となっていることから、申立期間については付加保険料額を含む納付書は発行されなかったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間における付加保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和38年4月、A市B区役所から来た女性に今なら2年さかのぼって保険料を納付できると国民年金の加入を勧められ、3か月ずつ分割して支払った。印紙を貼った国民年金手帳は40年ごろに集金人に回収されてしまい、納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は39年4月20日に夫婦連番で払い出されており、このころ申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時期を基準とすると、申立期間のうち36年4月から同年12月までの保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人の夫も申立期間は未納である。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和36年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料を、加入手続を行った同年4月から3か月ずつ分割して集金人に納付したとしているが、当時、A市B区では、集金人は過年度分の保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人は、印紙を貼った国民年金手帳を昭和40年ごろ集金人に回収されたとしているが、A市では、集金人がそれまで使用していた国民年金手帳を回収することは無いとしており、申立人の主張と相違する。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関

連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 51 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 51 年 12 月まで

申立期間については、A 市役所に公用車を納品していた関係から、夫婦共に国民年金、国民健康保険についてはすべて保険料を納付してきた。事業も安定していて、生活にゆとりがあったため、未納、免除などは考えられないので、申立期間が未納や申請免除になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 期間の合計で 129 か月と長期間にわたる上、申立人は申立期間の保険料を夫婦共に集金人に納付したことは記憶しているが、納付時期、納付額等に関する記憶は曖昧であり、申立期間については夫婦共に未納又は免除となっている。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号より前の番号の任意加入者の被保険者資格取得日が昭和 37 年 8 月 27 日であることから、申立人の国民年金加入手続は同年 8 月以降に行われたものと推認される。この時点を基準にすると、申立期間の保険料は過年度納付となるが、申立人にさかのぼって保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立期間②については、申立人は集金人に保険料を納付した記憶はあるが、納付書で納付した記憶は無いとしているが、A 市においては昭和 47 年 4 月から保険料の収納方法は納付書方式になっており、申立人の主張と相違する上、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、「納付拒否の為不在処理 47. 12. 7」「不在処理 50. 4. 3」と記載されている。このことは社会保

険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳に「不在決定 50.8.1」と記載されていることとも符合し、当時、申立人の保険料が未納であったことがうかがわれる。

加えて、昭和46年度については、国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿のいずれにおいても申請免除期間とされており、不自然な点はなく、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる事情は見いだせない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び42年4月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和42年4月から51年12月まで

申立期間については、A市役所に公用車を納品していた関係から、夫婦共に国民年金、国民健康保険についてはすべて保険料を納付してきた。事業も安定していて、生活にゆとりがあったため、未納、免除などは考えられないので、申立期間が未納や申請免除になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間の合計で129か月と長期間にわたる上、申立人は申立期間の保険料を夫婦共に集金人に納付したことは記憶しているが、納付時期、納付額等に関する記憶は曖昧であり、申立期間については夫婦共に未納又は免除となっている。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号より前の番号の任意加入者の被保険者資格取得日が昭和37年8月27日であることから、申立人の国民年金加入手続は同年8月以降に行われたものと推認される。この時点を基準にすると、申立期間の保険料は過年度納付となるが、申立人にさかのぼって保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立期間②については、申立人は集金人に保険料を納付した記憶はあるが、納付書で納付した記憶は無いとしているが、A市においては昭和47年4月から保険料の収納方法は納付書方式になっており、申立人の主張と相違する上、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、「納付拒否の為不在処理 47.12.7」「不在処理 50.4.3」と記載されている。このことは社会保

険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳に「不在決定 50.8.1」と記載されていることとも符合し、当時、申立人の保険料が未納であったことがうかがわれる。

加えて、昭和46年度については、国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿のいずれにおいても申請免除期間とされており、不自然な点はなく、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる事情は見いだせない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの期間及び38年8月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年1月まで
② 昭和38年8月から40年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を自分自身で納付していた。知り合いのAさんに依頼したこともあるが、毎月の集金日にB市で定められた集金場所（B市立第二保育園）へ100円の現金を持参した上、市役所職員に対して保険料を納付していたはずである。国民年金に加入した際と、昭和40年ごろに再加入の手続を行った際に国民年金手帳が送付されてきたことも記憶している。申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年2月にB市で払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和40年秋ごろに、申立人の国民年金の再加入手続とその夫の加入手続を行ったとしているが、申立期間の加入手続についての記憶は無いほか、申立期間当時に国民年金に加入していたのであれば、40年秋ごろに再加入の手続を行う必要は無く、不自然である。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和41年2月ごろに行われ、その際に、36年4月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和39年1月から40年3月までの保険料を過年度納付することが

可能であったが、申立人は、申立期間の直後の昭和 40 年度の保険料を 41 年度に過年度納付したことを記憶していないなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法に関する申立人の記憶は不明確であるほか、保険料の納付を依頼したことがあるとする申立人の知人が死亡しているため、その当時の納付状況について確認することはできない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年5月まで

私は、昭和42年5月に経営指導員として商工会に就職した。私は、地域内の商工業者を指導、育成する立場を自覚しており、国民年金に加入しないわけにはいかないと強く感じ、はっきり何日かということは定かではないが、就職して間もなく国民年金に加入したと記憶している。保険料が未納になっているのは、どうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月か同年6月に国民年金の加入手続を行い、保険料を町役場で納付したはずであるとしているが、申立期間の保険料の納付方法、保険料額等の記憶は無い。

また、社会保険庁のオンラインシステム記録及び申立人が加入手続したとするA町の記録共に、申立人が国民年金に加入した記録は無い。

さらに、申立期間当時、A町において、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録も見当たらない。これらのことから、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

申立期間の国民年金保険料を昭和54年7月に還付したとの記録があるが、当時の預金通帳を見ても、還付金が支払われたとされる日の前後に入金の記載は無い。もし私が受け取ったなら、必ず保管しているはずの通知等の公文書も無い。私は、銀行振込以外の方法で受領することは無く、還付金は受領していないと思うので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立人は昭和53年7月4日に厚生年金保険被保険者となったことが記録されており、同庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、同日に国民年金の資格を喪失したことが記載されている。

また、被保険者台帳では、昭和53年7月の国民年金資格喪失が54年6月に社会保険事務所から社会保険庁に進達されたことが記載されている。このため、申立期間の保険料が納付された後の54年6月ごろに申立期間が厚生年金保険加入期間中であったことが判明し、保険料を還付したものと考えられ、申立期間の保険料が還付されたことの事由について不自然な点は見受けられない。

さらに、社会保険庁が保管する還付整理簿及び被保険者台帳には、申立期間の国民年金保険料の還付金額、還付事由、還付決定年月日、支払年月日等が明確に記載されており、その記載内容に不自然な点は見受けられず、ほかに申立期間の保険料が還付されていたことを疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から同年12月まで

私は、平成19年1月に社会保険庁から届いた年金記録一覧で自分の年金記録に不備があることを知り、社会保険庁へ問い合わせをしたところ、2社の厚生年金保険被保険者期間が抜け落ちていることが分かった。そこで、すぐに記録訂正を行ったところ、追加したそれぞれの厚生年金保険被保険者期間の間の3か月間も記録が無いとのことだった。

しかし、私は他の期間を見ても分かるように、厚生年金保険の資格を喪失すると、すぐに国民年金の加入手続を行い、未納が無いように保険料を納付してきたため、申立期間も同様に加入手続及び保険料の納付を行っているはずである。

また、元夫もこの期間は納付済みとなっている。申立期間についてどのように手続したのかとか、私が納付したものの、どのように納付したのかは記憶に無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関する記憶は極めて曖昧であることから、申立期間のこれらの状況は全く不明である。

また、申立人の元夫は、申立期間について国民年金に加入しているため、配偶者である申立人が厚生年金保険加入資格を取得及び喪失した場合、申立人は国民年金の資格喪失及び取得手続を行い、その元夫は国民年金の被保険者種別変更手続を行うこととなる。一般的に夫婦の場合、この手続は同時期に行われるものと考えられるが、申立人がA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和55年9月12日には、申立人の元夫は任意加入者として被保険者種別変更手続を行っているが、申立人が同社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した

同年 10 月 26 日と、申立人が B 社の厚生年金保険被保険者の資格を取得した 56 年 1 月 5 日には申立人の元夫は被保険者種別変更手続を行っていない。これらのことから、申立人及びその元夫は申立期間について国民年金の手続を行っておらず、したがって、申立人は申立期間について国民年金へ加入していなかったと推認される。このため、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間は申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録が後日追加されたことに伴って発生したものであり、厚生年金保険の加入記録と国民年金の納付記録の管理に相互の関連性も無いことから、これらがすべて同時に記録されなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年9月までの期間及び60年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から59年9月まで
② 昭和60年1月から同年5月まで

私は昭和47年1月から国民年金に加入し保険料を納付していた。57年7月から同年9月までは厚生年金保険へ加入していたが、同年10月に退職し厚生年金保険の加入資格を喪失したので、同年11月ごろ、再度、A市B区役所で国民年金加入手続を行った。保険料納付については、同区役所で毎月夫婦二人の保険料納付書を作成してもらい、納付した金額の記憶は無いものの、私が夫婦の保険料を同区役所窓口で納付していた。

なお、申立期間のうち、昭和60年4月及び同年5月については、私の不手際で夫の保険料の納付は忘れてしまったが、夫はそれ以外の期間については納付済みとなっている。これらのことから、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が共に保険料を納付していた（昭和60年4月及び同年5月分を除く。）とするその夫に、申立期間①及び②当時の申立人の納付状況について聴取したが、申立期間①及び②当時の国民年金保険料の納付についてはすべて申立人に任せていたため、詳細は知らないと回答しており、申立内容を裏付ける証言を得ることができない。

また、申立人は保険料を区役所窓口で、その夫の分と共に納付書で納付していたと述べているが、A市が保存する国民年金口座振替対象者一覧表によれば、申立人は昭和54年4月から57年7月1日に資格喪失するまで、保険

料納付をその夫名義の口座による口座振替としており（申立人の夫は口座振替していない。）、口座振替の実績（13回の納付機会中、9回）があるにもかかわらず、申立人にこの記憶は無い。このことから、申立人の申立期間近辺の記憶は曖昧である。

- 2 申立人は、昭和57年11月ごろにB区役所で国民年金加入手続きを行ったと主張しているが、A市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は61年1月に、57年10月30日にさかのぼって資格取得（この日は、申立人が厚生年金保険加入資格を喪失した日である。）、60年6月1日にさかのぼって資格喪失（この日は、申立人の夫が厚生年金保険加入資格を取得している日であり、この当時、厚生年金保険被保険者の配偶者の国民年金加入は任意適用であったことから、この日に申立人が資格を喪失しても不自然さは認められない。）の手続きを行っていることが確認でき、申立人の主張と相違する。

また、この手続きを行った日を基準とすると、申立期間①のうち、昭和57年10月から58年9月までの保険料は時効により納付できないこととなる。

- 3 申立期間①のうち昭和58年10月から59年9月までの期間、及び申立期間②のうち60年1月から同年3月までの期間の保険料については、前述した61年1月を基準とすると過年度納付が可能であるが、申立人にその記憶は無い。

また、社会保険庁の申立人の記録には、申立期間①及び②に挟まれた昭和59年10月から同年12月までの保険料の納付記録がある。A市が保存する納付データ明細表（記号番号順）によれば、申立人の夫には、当該期間の保険料を60年2月19日に銀行で納付書により現年度納付した記録はあるものの、申立人の当該期間の記録は無い。このことから、申立人は当該期間について納付年月日は不明であるが、A市が収納できない過年度納付を行ったと推認され、B区役所で毎月夫婦二人の保険料納付書を作成してもらい、夫婦の保険料を同区役所窓口で納付したとする申立人の主張には信ぴょう性が認められない。

さらに、申立期間②のうち昭和60年4月及び同年5月分について、申立人は不手際でその夫の保険料を納付しなかったと述べているが、これは、それまで共に納付していたとする申立人の主張と矛盾し、不自然である。

- 4 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、自分自身の国民年金加入手続を行った記憶があり、制度発足時から国民年金に加入した。それからは、私がアルバイトで得たお金を母親に渡し、母親が3か月ごとに自宅に来ていた集金人に私の保険料を納付していたはずである。保険料の月額が100円だった記憶もある。このため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の保険料納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親は既に亡くなっている。

また、申立期間当時、申立人の家族で国民年金に加入している者はいなかったが、申立人の家族のうち、現在も生存している弟二人から当時の申立人の保険料納付状況について聴取しようとしたところ、申立人から、申立期間当時、これら二人とは別居しており当時の状況は知り得ないとの申出があり、証言を得ることはできなかった。これらのことから、申立人の申立期間の保険料納付状況は全く不明である。

さらに、申立人は、その母親が3か月ごとに集金人に保険料を納付したと述べているが、申立人が当時居住していたA市において国民年金推進員(集金人)による保険料徴収が開始されたのは昭和37年11月からであり、申立内容とは相違する。

加えて、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、このほかに、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年12月まで

私は昭和56年12月に会社を退職し、57年1月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。それ以降、私の保険料についてはC銀行D支店の普通預金口座から口座振替で継続して納付している。このため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する申立人名義の普通預金通帳（C銀行D支店）から国民年金保険料の口座振替が行われていることを根拠に申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、A市が保存する国民年金口座振替対象者一覧表を見ると、申立期間当時、申立人名義の預金口座でその妻が口座振替対象者となっており、その妻は申立期間について納付済みとなっている。

また、預金通帳で振り替えられている金額も申立期間当時の保険料月額から一人分であることは明らかであり、申立人の妻の納付分と認められる。

さらに、申立人が所持する昭和60年分、61年分及び62年分の確定申告書（控）を見ると、社会保険料控除として一人分の国民年金保険料のみが控除されている。申立人の妻は申立期間当時、事業専従者として単独で所得税が課税される金額未満の専従者給与を申立人から支給されていることから、申立人の妻が納付した保険料について、申立人の所得から控除されていることにも不自然な点は認められない。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年10月20日に払い出され、資格取得日を昭和57年1月1日として強制加入している。A市が保存する納付データ明細表（記号番号順）を見ると、申立人は平成元年度の保険料を平成

2年4月24日に納付書でまとめて納付していることが確認でき、昭和63年1月から平成元年3月までの保険料を納付年月日は不明であるものの過年度納付していることが確認できる。これらのことから、申立人の国民年金手帳記号番号払出日に不自然な点は認められない。

その上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立人は申立期間当時において、国民年金に加入していないこととなり、申立人が申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

このほか、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、昭和57年1月から62年6月までの保険料は時効により納付できないこととなり、申立期間の残りの期間である同年7月から同年12月までの保険料については過年度納付が可能であるが、申立人にその記憶も無いため、これも考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（前述した預金通帳等を除く。）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から59年3月まで

申立期間のうち、昭和41年4月から51年3月までについては、店のお客から老後の安定のため国民年金に加入したほうがよいと熱心な助言を受けたので、45年ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続をした。この時、区役所職員から過去の未納保険料を納付するため22回分の納付書（1回分の納付額2万3,000円で、計50万6,000円）を作成してもらい、同区内のC郵便局で納付し、その後は、区役所から送付された納付書により月ごとに納付した。

申立期間のうち、昭和51年4月から59年3月までについては、申請免除期間になっているが、免除申請を行ったことは無く、今まで「免除」の言葉すら知らなかった。

また、夫は昭和36年4月から51年3月までが未納であることと、51年4月から平成2年5月まで免除されていることを自覚しており、私と夫は国民年金について別々であるので、夫は私のことは知らない。

申立期間当時は店と下宿を営んでおり、経済的に保険料を納付できないという状況ではなかったことから、申立期間について未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月から51年3月までについては、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は52年2月7日に夫婦連番で払い出されており、このほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、45年ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人が国民年金に加入したとする昭和45年ごろは第1回特例納付実施期間（45年7月から47年6月まで）中である。仮に申立人が特例納付開始時点の45年7月に当時未納であった36年4月から45年7月まで（112か月）の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付ですべて納付した場合の保険料額は4万4,550円、45年12月に同様に納付した場合の保険料額は4万8,300円となり、いずれも申立人が主張する納付額50万6,000円（2万3,000円×22回）とは大きく乖離する。

さらに、社会保険庁及びA市の記録によれば、申立人は第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）により、53年9月から55年4月までの間に36年4月から41年3月までの60か月分の保険料を20回に分けて特例納付している。仮に申立人が第3回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は48万円となり、前述の36年4月から41年3月までの特例保険料額（24万円）との合計は72万円となることから、申立人が納付したとする保険料額（50万6,000円）とは大きく乖離し、申立人が第3回特例納付により申立期間の保険料を納付したとも考え難い。

加えて、申立人は、特例納付した後の保険料は毎月、納付書により納付したとしている。申立人は昭和45年に特例納付したとしており、その後の期間は46年以後となるが、その当時、A市の保険料収納方式は国民年金推進員（集金人）による3か月ごとの印紙検認方式であり、納付書による収納の開始は50年4月からであることから、申立人の主張と相違する。

一方、申立期間のうち、昭和51年4月から59年3月までについては、社会保険庁及びA市の記録共に、申立人はこの期間において申請免除となっている。その上、申立人の夫も同様に申請免除となっており、この期間当時、同市では家族単位による免除申請が行われていたことから、申立人が申請免除期間となっていることに不自然な点は認められない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1321

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

昭和36年2月ごろ、A村（現在は、B市）が同村のC公会堂で開催した主婦などを対象とした国民年金加入促進のための説明会に出席し、国民年金の加入意思を示す書類に署名した記憶がある。実際の国民年金加入手続は、同年3月ごろにD農業協同組合E出張所で行い、保険料は、同年4月から49年3月まで同組合で年4回納付し、当時の保険料は1か月100円程度であったと思う。

また、私の夫が所持する昭和45年及び46年当時の夫の臨時給（ボーナス）及びその支出内訳メモには、私の年金保険料納付の記録も残されている。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和36年4月から40年3月までについては、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は40年5月に強制加入被保険者として払い出されており、B市が保管する申立人の被保険者名簿においても資格取得日が同年4月1日となっている。申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人はこの期間において国民年金に未加入であったと推認され、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難い。

2 申立期間のうち昭和40年4月から43年7月までについては、社会保険庁の記録及びB市が保管する申立人の被保険者名簿共、申立人は43年7月に配偶者が厚生年金保険被保険者であり、任意加入被保険者であったことを理由に40年4月1日にさかのぼって被保険者資格を喪失したことが記録されている。

また、申立人の被保険者名簿には、この手続により昭和43年11月に申立人に40年4月以降、既に納付済みであった保険料(5,070円)が還付されたことが記録されており、それを記録した還付整理簿にも不自然な点は見当たらない。

さらに、B市は昭和43年当時においては国民年金手帳を市が保管していたが、申立人のように資格を取り消した場合には本人への返還はしていなかったとしており、このことは、申立人が国民年金手帳を所持していないこととも符合する。

- 3 申立期間のうち昭和43年8月から49年3月まで(以下、この項で「この期間」という。)については、申立人は、この期間のうち45年4月から同年12月までの保険料及び46年4月から同年12月までの保険料を納付したことを記載したとする支出内訳メモを所持している。

しかし、この支出内訳メモに記載された保険料額及び納付時期等を見ると、これが直ちに申立人の保険料を納付したことを示すものとは認め難い上、前述のとおり申立人の被保険者資格は昭和43年7月に40年4月にさかのぼって喪失手続がなされており、この期間において申立人は国民年金に未加入であったことから、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難い。

- 4 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は前述のメモ以外に無く、申立人は農協で納付していたと申し立てていたが、聴取の過程において集金による納付であったと変遷するなど、納付状況に係る記憶に不明確な点が見受けられる。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月まで

私は、学生時代は実家を離れ、自分では国民年金の加入手続や保険料納付は行っていなかった。その後、平成 2 年に病気で母親を亡くしたが、その入院中に母親から「学生時代の任意加入できる期間の保険料を納付しておいた。」と聞いていた。保険料の納付の事実が確認できる資料は無いが、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとする申立人の母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人から口頭意見陳述を行っても、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことをうかがわせる事情は見いだせなかった。

さらに、社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立人が国民年金の資格を取得した記録は見当たらず、申立人自身も年金手帳を見たことが無いとしている。

加えて、申立期間当時、申立人が住民登録していた可能性が高いとしている A 市 B 区及び申立人が居住していた C 市を調査しても、申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらず、これらの市区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

以上のことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、その母親が申立人の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

そのほか、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から50年3月まで

私は申立期間当時、父親の経営する飲食店を手伝うよう頼まれ、勤めを辞めて手伝っていた。父親は、私が共済組合に加入していたことを考え、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していることを何度も聞いていた。私が30歳を過ぎた昭和50年1月からは、父親から小遣いをやるから自分で納付するよう言われ、自分で毎月区役所に行って納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間のうち昭和39年5月から49年12月までの保険料の納付は、その父親が行ってくれたとしており、申立人は関与しておらず、申立人の父親が死亡しているため、申立人の国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の弟及び申立人の弟の妻と連番で同日（昭和52年2月23日）に払い出されており、A市B区の被保険者名簿では、同年1月21日に資格取得届が提出されたことが記載されているほか、申立人に住所の異動が無いことなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人の国民年金加入手続きは同年1月に行われ、その際に、39年5月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、その当時に、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和53年3月30日に昭和50年度の国民年金保険料が過年度納付された記録が確認できる。このため、同年度の保険料は53年まで未納であったも

のと推認でき、50年1月からは自ら区役所に行き、毎月、保険料を納付していたとする申立人の主張と矛盾する。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和49年10月から50年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、その直後の昭和50年度の保険料の過年度納付についての記憶が無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月から 43 年まで
② 昭和 44 年から 45 年まで

A社へは、兄の友人の紹介で入った。初めは社長の送迎車の運転手をし、後にトラックの運転手になった。B社ではトラックの運転手をしていた。常勤で勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の現在の事業主（申立期間当時の事業主の子息）は、「当時のことは何も分からない。」と証言しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の名前は無く、同名簿の健康保険の整理番号にも欠番は見られない上、申立期間である昭和41年から43年までの同社の算定基礎届にも、申立人の名前は無い。

さらに、申立人が同期入社で同待遇だったとして名前を挙げた従業員についても、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び算定基礎届に名前が無い。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録も無い。

申立期間②については、申立人はB社で勤務していたと申し立てているが、同社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人のB社における雇用保険の加入記録も無い。

さらに、B社は登記簿上存在しているものの、連絡先不明のため、証言が得られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年ごろから 28 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 25 年ごろから 29 年 3 月ごろまで、A 社に在籍していた。就労していたことは間違いなく、社会保険料も支払っていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、昭和 27 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 25 年ごろから 27 年 10 月 31 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社が適用事業所となった同年 11 月 1 日から 28 年 8 月 21 日までの間については、同社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人の同僚は、申立人の健康保険の加入年月日及び当時の会社の状況等を正確に記憶しており、その記憶が、社会保険事務所の記録と一致していることを踏まえると、申立人の厚生年金保険の加入年月日は、社会保険事務所の記録どおり昭和 28 年 8 月 21 日であると考えられる。

このほか、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月30日から36年10月11日まで
私は、昭和29年7月の入社以来、平成19年10月までA社の経営に携わってきた。申立期間当時は、私が製造部門と営業を、父が社長として経理を分担していた。私だけ保険が無くなることはあり得ないと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断して、申立人は、A社において申立期間も引き続き、同じ仕事内容で働いていたことが推認できる。

しかしながら、申立人側及びA社側にも、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、一緒に働いていた申立人の妹（長女）及び母についても、創業時から申立期間までの期間については、A社での厚生年金保険の加入記録は無い。（ただし、母は、昭和38年1月1日から42年10月20日まで、妹（次女）は、37年4月25日から40年4月1日までの加入記録が存在する。）

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間及びその前後の期間（厚生年金保険の新規適用日である昭和29年2月1日から全喪日である42年12月6日まで）における健康保険の整理番号（B番からC番まで）に欠番は見られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 36 年 3 月まで

A社に勤務していた申立期間には、厚生年金保険の加入記録が無いが、同社の待遇は世間一般の会社並みであり、当然、社会保険にも加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

また、A社は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認でき、平成 18 年 8 月 31 日の同社解散時の代表取締役（申立期間当時の事業主の息子）B氏も、「当時、5人以下の会社は厚生年金保険に加入する必要が無いとの認識から、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所の届出は行っておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と証言している。

さらに、B氏には厚生年金保険の加入記録が無く、同氏は昭和 36 年 4 月から平成 8 年 11 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を完納している。

加えて、申立人はB氏以外の同僚3人については苗字しか記憶が無いため、同人らの厚生年金保険被保険者記録は確認できず、周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から28年12月まで
② 昭和29年4月から30年5月まで

私は、A社で調理師見習として住み込みで働いた。A社在籍時のやけどの治療に保険証を使用したはずである。B社では板前として住み込みで働いていた。A社とB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

申立期間①について、A社によれば、「申立人の退社日は不明だが、昭和23年5月30日、料理見習として入店したという資料が残っている。」と回答しており、申立人が同年5月30日からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和42年5月2日に法人として設立し、同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の経営者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった後の昭和49年5月24日から厚生年金保険に加入している。

さらに、申立てに係る同僚は、A社の厚生年金保険被保険者記録に名前は無く確認できない。

申立期間②について、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和44年5月6日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の経営者は、厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、同社によれば、申立期間②当時の資料が保存されていないとの回答で、申立人の在籍等が確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月12日から56年2月20日まで

私は、申立期間について、A社の寮に住み込みで、運転手、プラント工として働いた。入社して2年目くらいに右中指を骨折し、障害が残ったので保険金を受け取った。同僚は覚えていないが、事業主はB氏だった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び後継会社のC社に厚生年金保険被保険者記録のある事業主の弟であるD氏及び当時の事務担当者は、申立人が、A社及びC社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、A社は昭和53年2月27日に全喪し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、後継会社のC社は同年3月1日に厚生年金保険の適用事業所とされているが、社会保険事務所におけるA社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人が厚生年金保険料をA社及びC社の事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

さらに、前記のD氏によれば、「申立人が入社したのは、ちょうど会社の経営が困難になっていた時なので、社会保険に加入させていなかったのではないか。」と証言しているところ、後継会社のC社は昭和56年9月30日に全喪しているため、A社及びC社における在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録はいずれも確認できない。

加えて、申立人に係るA社及びC社の雇用保険の加入記録は確認できない。
このほか、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付（うち7か月未納）しており、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。
これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から同年12月15日まで
先日、友人宅に遊びに行った際、ねんきん特別便を見せてもらったところ、友人の加入記録には、申立事業所の社名が載っていた。私も友人と同時期にその事業所に勤務していたのに、私には年金加入記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶しているA社の同僚は、申立期間において同社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、この同僚は申立人が申立期間当時に同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の新規適用(昭和26年1月8日)から全喪(29年9月25日)までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間の昭和27年4月から同年12月までの間にA社では3人が資格取得しているが、申立人は、「同期入社はおらず、自分が辞めるまで誰も入社してこなかった。」と証言していることから、この3人は申立人の入社以前から同社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得手続は申立人の入社後に行われたと推認され、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い上、A社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることもできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 31 年 3 月まで
厚生年金保険加入期間を照会したところ、申立期間については加入事実が無い旨の回答をもらった。

私は、中学校卒業後すぐにA社に入社し、1年間勤務した。入社した時に撮影した集合写真も残っている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司及び同僚は10人おり、このうち6人については、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できるとともに、申立人が保管している写真から判断して、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人が記憶している上司及び同僚10人のうち、申立人より1年又は2年前に入社した二人（申立人の中学校の2年先輩と1年先輩）及び申立人と同時期に入社した二人の計4人は、A社における厚生年金保険の加入記録は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和29年10月1日の資格取得者（健康保険整理番号B番）の次の資格取得者（同C番）は32年5月1日であり、申立期間中には資格取得した者がいなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、加えて、A社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 20 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 26 日から同年 12 月 30 日まで

私は、高校卒業後の昭和42年3月にA社に入社し、同年12月まで継続して勤務していた。

しかし、A社に係る厚生年金保険の加入記録は、昭和42年7月1日から同年8月26日までしかない。同社には親の紹介で入社したので、年金の加入手続もきちんとされていたと思う。被保険者期間が1か月しか無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録のある者に聴取したところ、申立人が高校卒業後に同社に入社し、少なくとも数か月は勤務していたとの証言があることから、申立期間①の当時に同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、これらの同僚のうち一人は、「当時、自分も入社してすぐには厚生年金保険等に加入していなかった。」と証言していることから、申立期間当時、申立てに係る事業所においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和42年7月1日であることが確認できるとともに、資格喪失日と同日の同年8月26日に健康保険証を返納していることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とを確認できる関連資料は無い上、A社には関連資料も残っておらず、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 3 日から 40 年 11 月 20 日まで

私は、申立期間は、A社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚が、申立人のA社における在籍を証言している上、そのうち一人は昭和38年6月ごろには申立人が勤務していたと具体的に証言していることから、申立人が当該期間において同社で勤務していたことは推認できる。

また、申立期間②について、A社の同僚等が、申立期間②の一部において申立人が同社に在籍していた旨を証言していることから、申立人が申立期間②の一部において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社の元役員及び元監査役は、同社は既に破産しており申立期間当時の関連資料等を確認することはできない旨を証言しており、かつ、当時の事業主及び総務担当者は既に他界しており、申立てに係る事実について確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録上、A社は申立期間①以後の昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

加えて、申立期間①について、申立人と同時期にA社に入社したとする同僚は、入社後約6か月後に申立人と同日付けの同社の厚生年金保険の新規適用日

である昭和39年2月1日に厚生年金保険に加入している上、当時の同僚二人は、同社が厚生年金保険に加入する前には事業主により給与から保険料は控除されていなかった旨を証言している。

このほか、申立期間②において社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月まで
② 昭和 48 年 8 月から 49 年 8 月まで

私は、昭和 47 年 10 月から 48 年 7 月まで A 社で勤務し、同年 8 月から 49 年 8 月まで B 社で勤務していた。両社共に、間違いなく勤務しており、被保険者証は両社からもらっていた気がする。給与から保険料を控除されていたことを証明するものは無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A 社について、法務局に登録照会をしたが「A 社は見当たらない。」旨の回答であった。

さらに、A 社が存在したとする地域の昭和 46 年版と 49 年版の住宅地図及び 48 年版電話帳には同社の記録は見当たらなかった。

加えて、申立期間において、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人は A 社の事業主、上司及び同僚の氏名等の記憶が不明確であり、証言等を得ることができない上、ほかに申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、B社は昭和49年9月19日に全喪し、法人を解散しており、当時の事業主は既に死亡しているため証言を得ることはできず、当時の同僚からも、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立期間において、申立人のB社における雇用保険の加入記録はない。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで
昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで勤めたはずの A 社の厚生年金保険の加入記録が 44 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までになっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人と同日に資格取得している同僚 13 人のうち 7 人は、申立人と同様に昭和 44 年 8 月 1 日で資格喪失しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失手続を行ったことがうかがえる上、申立人の被保険者原票には同年 8 月 26 日に健康保険被保険者証を返納した記載がある。

さらに、A 社に係る申立人の雇用保険の加入記録はない。

加えて、申立期間当時の事業主及び上司は死亡等により証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 10 日から 45 年 12 月 30 日まで
③ 昭和 46 年 1 月 21 日から 49 年 10 月 8 日まで

申立期間について脱退手当金を支給している旨の回答をもらったが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているところ、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられるほか、添付すべき退職所得の源泉徴収票の記載にも不自然さはいかがえない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 49 年 12 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立期間の事業所を退職後、昭和 63 年まで国民年金への加入及び保険料の納付を行っておらず、申立人が、「年金に関する知識も無かった。」と証言していることから、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月10日から34年6月20日まで
② 昭和34年6月20日から36年3月13日まで

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、支給された記録を取り消して、年金給付をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和36年6月19日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和36年3月の前後2年以内に資格を喪失し、同事業所を最終事業所とする脱退手当金受給権者8人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に脱退手当金の支給記録があり、うち5人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されており、そのうち連絡先が把握できた一人は、「事業所が請求手続きしてくれた。」と証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 28 日から 37 年 12 月 13 日まで
申立期間については、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。脱退手当金は受け取っていないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 5 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後に資格喪失した受給資格のある女性 15 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある 14 人のうち、13 人が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 6 日から 44 年 10 月 17 日まで
② 昭和 44 年 11 月 7 日から 47 年 10 月 1 日まで

私は、A社を辞めるときは、その後も働くつもりであったので、脱退手当金を請求した覚えは全く無い。

辞めた当時は、寿退社が多かったように思うが、自分だけは手続をしなかったことを鮮明に覚えている。

会社から脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月半後の昭和47年11月16日に支給決定されている上、厚生年金基金の特別脱退一時金についても支給済みとなっているなど、社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書の記載内容及び社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、「私は、絶対脱退手当金は受け取っていない。」というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 27 日から 31 年 7 月 28 日まで
② 昭和 31 年 7 月 30 日から 35 年 11 月 18 日まで

私は、年金の受給手続のために社会保険事務所に行き、A社とB社の厚生年金保険の記録を調べてもらい、脱退したことになっていることを知った。脱退手当金の手続をしたことも無く、受け取った記憶も全く無い。私が受け取ったという証拠を見せるか、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社C工場の被保険者名簿に記載されている、申立人の被保険者資格喪失日前後の昭和32年9月17日から40年6月8日までの期間に資格喪失している受給資格者50人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、39人に脱退手当金の支給記録があり、このうち36人は、資格喪失日から6か月以内に受給していることが確認できる上、複数の同僚は、事業所が請求手続をしてくれたと思う旨を証言していることなど、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、社会保険庁の記録から、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約4か月後の昭和36年3月28日に支給決定がなされている。

さらに、申立人のB社C工場の被保険者記号番号はA社とは別の被保険者記号番号となっていたが、B社C工場の被保険者名簿によると、昭和35年12月15日に重複取消しされていることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失の

受付は同年12月14日であることから、脱退手当金の手続のために重複取消しされたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 4 月に学校の推薦でA社に邦文タイピスト要員として入社し、32 年 11 月 19 日に社内結婚し、33 年 12 月末で退職した。社会保険事務所の記録上、34 年 6 月に脱退手当金を受領したことになっているが、もらった記憶も無いし、申請をしたことも無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、被保険者期間の一部ないし全部が申立人と重複する女性のうち、脱退手当金の受給資格のある 80 人の支給記録を確認したところ、63 人に脱退手当金の支給決定がなされており、このうち 56 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は、事業所が請求手続きしてくれたと思う旨を証言しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、資格喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 6 月 5 日に脱退手当金の支給決定がなされているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 20 日から 43 年 4 月 28 日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していた。同社を退職する際に脱退手当金を請求した記憶も無く、脱退手当金を受け取った事実も無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書が現存しており、申立人の脱退手当金について、昭和43年6月3日に裁定請求書が受付され、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の同年7月17日に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、裁定請求書に住所氏名を記載したことは記憶があるが、当該書類が何の書類かは内容をよく確認せずに記載したとするほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 26 日から 37 年 3 月 31 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 43 年 5 月 31 日まで

私は、社会保険事務所から申立期間に係る脱退手当金を受給した旨の回答をもらったが、脱退手当金をもらったことは無いので、受給したことになっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書が現存しており、申立人の脱退手当金について、昭和43年7月11日にA社に係る裁定請求書が受付され、同年7月30日に脱退手当金が支給されていることが確認できる。

また、脱退手当金の未請求期間であったB社に係る脱退手当金の追加請求がなされており、昭和46年5月28日に支給されていることが確認できる。

さらに、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。